

国指定浅间鸟兽保护区

浅间特别保护地区

計画書

【指定】

令和3年11月1日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

浅間特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

浅間鳥獣保護区のうち長野県上田市所在の国有林千曲川上流森林計画区 1031 林班、1032 林班、1033 林班、1034 林班、1035 林班、1036 林班、小諸市所在の国有林千曲川上流森林計画区 2166 林班、御代田町所在の国有林千曲川上流森林区 2167 林班の区域（ハ小班火山館敷地除く）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、猛禽類、特に環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のイヌワシの繁殖地及び採餌場所として極めて重要な区域となっている。

浅間山南西部の湯の平付近から蛇堀川^{じやぼりがわ}上流部の標高約 1,600m~2,500mの地域は、適度に開けた空間であることから、イヌワシの採餌行動も確認されており、イヌワシの餌資源となるノウサギ等の小型~中型の哺乳類も比較的多く生息している。浅間山の火山噴出物による荒地や疎らな草地、シラビソ - オオシラビソ等亜高山帯の植生は、比較的近年までイヌワシの繁殖が確認された地点に近く、今後も当該区域内外で巣立った若鳥が分散して繁殖を始める際、同じ崖地が営巣に利用される可能性が高い。

また、烏帽子岳北部一帯は、烏帽子岳及び湯ノ丸山を中心とした標高 950m~2,100 mの地域で、イヌワシの生息及び繁殖地として最も重要な場所として、上信越高原国立公園の指定を受け、良好な自然環境が維持されている。

以上のとおり、当該区域は浅間鳥獣保護区の中でも特に重要なイヌワシ等の猛禽類の生息環境であり、森林、崖地、草地、開放地等、多様な植生を必要とするイヌワシの保全を図ることで生物多様性の確保に資することから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るも

のである。

(3) 管理方針

- 1) 行動圏が広域に及ぶイヌワシ等の猛禽類を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。
- 2) 各種鳥獣被害対策、外来種による当該区域の生態系へのかく乱への対応及び野生鳥獣の生息環境の整備を含む関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。特に、群馬県や長野県が策定した特定鳥獣保護管理計画に基づく各種対策が適正かつ円滑に進められるよう各団体と協力していく。
- 3) イヌワシの餌資源となるノウサギ、ヤマドリ等の生息数及びそれらの生息環境を確保するために、関係機関と連携を図りながら、浅間鳥獣保護区内等において、開放的な空間を創出し、イヌワシの繁殖成功率の向上、生息数及びつがい数の増加につながるよう各種取組を行う。

また、イヌワシ等のモニタリング調査の結果に基づいて順応的管理を行うとともに普及啓発を推進する。

- 4) ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等と連携協力した普及啓発に取り組む。

(4) 環境変化の概要

浅間鳥獣保護区を含む浅間山麓は二次的な自然の風景地として放牧や草地の活用等が行われ、草原景観が広がっていたが、社会環境及び自然環境の変化に伴い、草原の減少及び湿原の乾燥化が進み、ササ原の増加や灌木が繁茂し、一部森林化が進んでいる。

また、かつて皆伐し、植林したカラマツ等の樹木が生長し、密生した状態にあることから、イヌワシの探餌等に適した開放空間が減少している。

(5) 鳥獣の生息状況の変化

当該区域においてニホンジカ及びイノシシの生息数の増加及び生息地の拡大が見られ、生態系の被害が生じている。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、浅間山の南西面の一体及び烏帽子岳北部の標高 950～2,100m の長野県側に位置する国有林となっている箇所である。

イ 地形、地質等

浅間山の南西面及び烏帽子岳北部とも、熔岩や凝灰角礫岩等からなり、カンラン石を含む普通輝石、紫蘇輝石安山岩である。烏帽子岳北部の方が古い地質である。

ウ 植物相の概要

浅間山の南西面は火山活動の影響も受け、コメススキ、オンタデ等からなる遷移初期の風衝草原、ミネズオウ、ガンコウラン、クロマメノキ等からなる高山性の矮性低木帯、ミヤコザサ、イワノガリヤス等からなる草原、シラビソ、オオシラビソ、カラマツ、ダケカンバ等からなる亜高山帯の森林が見られる。また、池塘や雪田には、モウセンゴケ、ユキワリソウ等が生育する。烏帽子岳北部には、亜高山帯の森林、稜線部にはハクサンフウロ、ワレモコウ、ウメバチソウ等の多様な植物からなる草原が見られる。

エ 動物相の概要

絶滅危惧 I B 類のイヌワシを始めとする大型猛禽類、アマツバメ、ニホンカモシカ等が生息し、大型猛禽類の主要な餌資源となるノウサギ、ヤマドリ、アオダイショウ等も生息する。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

なし。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 3 本 |
| (2) 案内板 | 1 基 |

6 参考事項

- (1) 当初指定

昭和 38 年 6 月 15 日（昭和 38 年 3 月 22 日 告示第 23 号）

(2) 経緯

昭和 39 年 7 月 25 日（昭和 39 年 7 月 25 日 告示第 824 号）
再指定

昭和 39 年 12 月 7 日（昭和 39 年 12 月 7 日 告示第 1462 号）
再指定

昭和 48 年 10 月 27 日（昭和 48 年 10 月 27 日 環境庁告示第 104 号）
再指定

昭和 56 年 11 月 1 日（昭和 56 年 10 月 27 日 環境庁告示第 100 号）
再指定

平成 3 年 11 月 1 日（平成 3 年 10 月 31 日 環境庁告示第 54 号）
再指定

平成 13 年 11 月 1 日（平成 13 年 10 月 29 日 環境省告示第 67 号）
再指定

平成 23 年 11 月 1 日（平成 23 年 10 月 24 日 環境省告示第 88 号）
再指定

別表2 鳥獣リスト

(別表)浅間鳥獣保護区(浅間特別保護地区)

目	科	生息状況	種	種の指定等	備考		
1)日本産鳥類							
キジ	キジ	●○	ヤマドリ		留鳥		
カッコウ	カッコウ	●○	ジュウイチ		夏鳥		
		●○	ホトギス		夏鳥		
		○	カッコウ		夏鳥		
ヨタカ	ヨタカ		ヨタカ	NT	夏鳥		
アマツバメ	アマツバメ	●○	アマツバメ		夏鳥		
タカ	タカ		ハチクマ	NT	夏鳥		
		○	トビ		留鳥		
		●○	ハイタカ	NT	漂鳥		
			サシバ	VU	夏鳥		
		●○	ノスリ		漂鳥		
		●	イヌワシ	EN、国内希少、国天	留鳥		
		●	クマタカ	EN、国内希少	留鳥		
		●○	フクロウ		留鳥		
		スズメ	カラス	●○	カケス		漂鳥
				●○	ホシガラス		留鳥
	ハシボソガラス				留鳥		
○	ハシブトガラス				留鳥		
●○	キクイタダキ				漂鳥		
シジュウカラ	●○			コガラ		留鳥	
	●○			ヒガラ		留鳥	
	●○			シジュウカラ		留鳥	
ツバメ	○			ツバメ		夏鳥	
	○			イワツバメ		夏鳥	
ヒヨドリ	○			ヒヨドリ		留鳥	
ウグイス	●○			ウグイス		漂鳥	
ムシクイ	●○			メボソムシクイ		夏鳥	
メジロ	●○			メジロ		漂鳥	
キバシリ	●			キバシリ		留鳥	
ミソサザイ	●○			ミソサザイ		漂鳥	
カワガラス	●○			カワガラス		留鳥	
ヒタキ	●○			トラツグミ		漂鳥	
	●○			クロツグミ		夏鳥	
	●○			アカハラ		漂鳥	
	○			ツグミ		冬鳥	
	●○			ルリビタキ		漂鳥	
	●○			オオルリ		夏鳥	
	イワヒバリ				イワヒバリ		漂鳥
●○				カヤクグリ		漂鳥	
セキレイ	●○			キセキレイ		漂鳥	
	○			ビンズイ		漂鳥	
アトリ	○	アトリ		冬鳥			
	○	マヒワ		冬鳥			
	○	ハギマシコ		冬鳥			
		ギンザンマシコ		冬鳥			
	○	イスカ		冬鳥または漂鳥			
	●○	ウソ		漂鳥			

	ホオジロ	○ ホオジロ	漂鳥
2) 外来種			
スズメ	チメドリ	ガビチョウ ソウシチョウ	外来(特定外来生物) 外来(特定外来生物)
6目	22科	50種	

1 データは、当鳥獣保護区の前回更新時の鳥獣リストをベースに、以下を参考に改訂を加えた。

小県上田教育会. 1963. 上田小県誌(第四巻 自然篇).

山田勤. 1982. 浅間牧場を主とした浅間高原の鳥類. Strix 1: 37-42.

小諸市教育委員会. 1986. 小諸市誌(自然篇).

軽井沢町誌刊行委員会. 1987. 軽井沢町誌(自然編).

中西悟堂. 2004. 野鳥のすみか(5. 浅間山麓の鳥). 野鳥記コレクションⅡ. 春秋社.

(株)野生動物保護管理事務所. 2009. 平成20年度環境省請負業務報告書. 国指定浅間鳥獣保護区鳥類調査事業.

石塚徹. 2017-2020. 国指定浅間鳥獣保護区管理業務(平成29年以降)における鳥類調査記録.

2 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会 2012)に拠った。

3 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天: 国指定天然記念物

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
環境省レッドリスト(2020)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧種、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

4 ●印は繁殖確認、○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣。

5 備考欄には、鳥類については、留鳥、標鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

別表3 鳥獣リスト

(別表)浅間鳥獣保護区(浅間特別保護地区)

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等	備考
食虫	トガリネズミ	●	ジネズミ(ニホンジネズミ)		
兎	ウサギ	●	ノウサギ(ニホンノウサギ)		
齧歯	リス	●	ニホンリス(ニホンリス)		
食肉	クマ	●	ツキノワグマ		
	イヌ	●○	キツネ(アカギツネ)		
		●○	タヌキ		
	イタチ	●○	テン(ニホンテン)		
		●	オコジョ	NT	
ジャコウネコ	●○	ハクビシン		外来	
偶蹄	イノシシ	●○	イノシシ		
	シカ	●○	ニホンジカ		
	ウシ	●○	<u>ニホンカモシカ</u>	国天	
5目	10科		12種		

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
()の和名は、世界哺乳類標準和名目録(日本哺乳類学会分類学名・標本検討委員会)に拠った。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

環境省レッドリスト(2020)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類

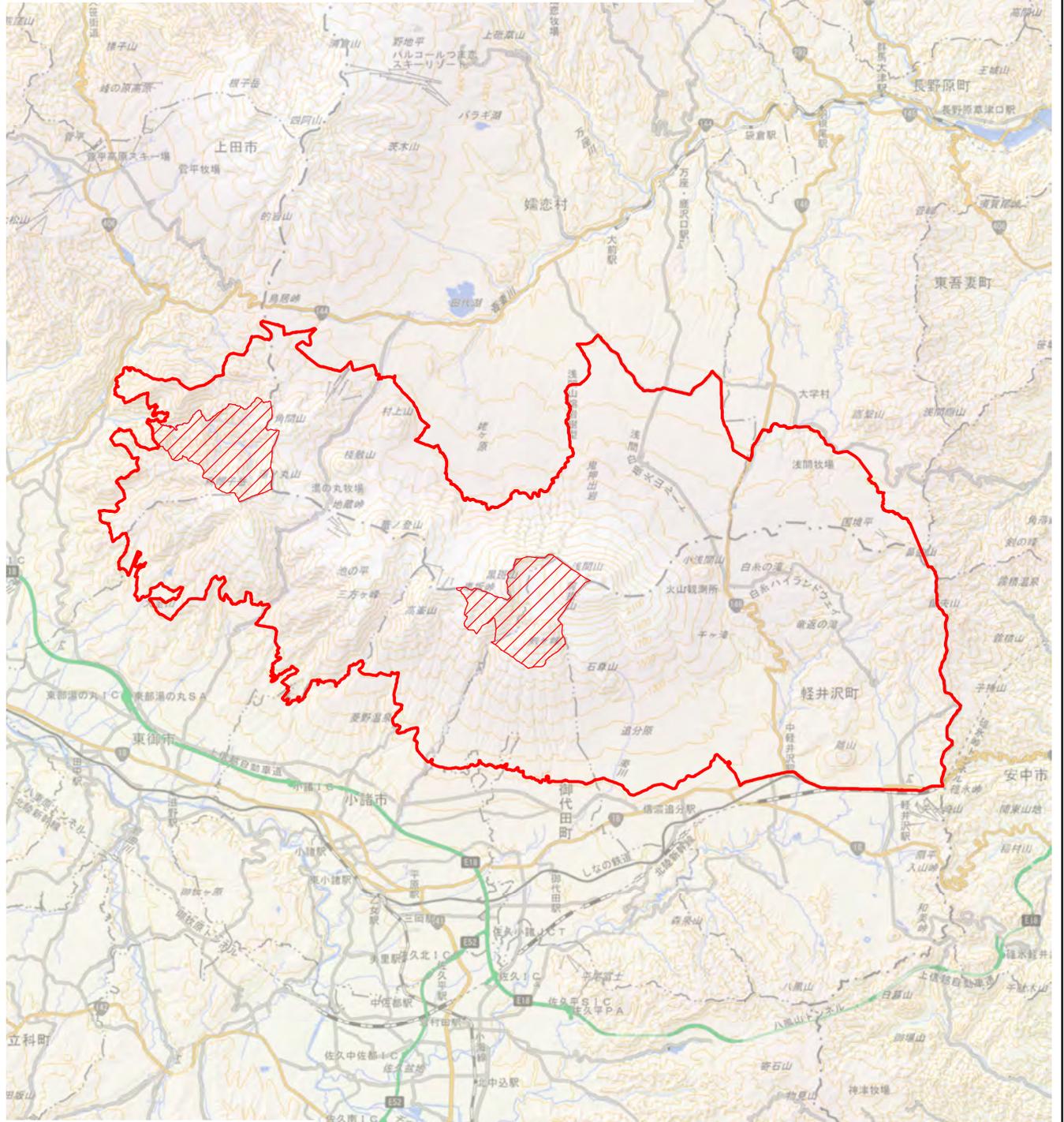
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

3 ●印は繁殖確認、○印は当該地で一般的にみられる鳥獣。

アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

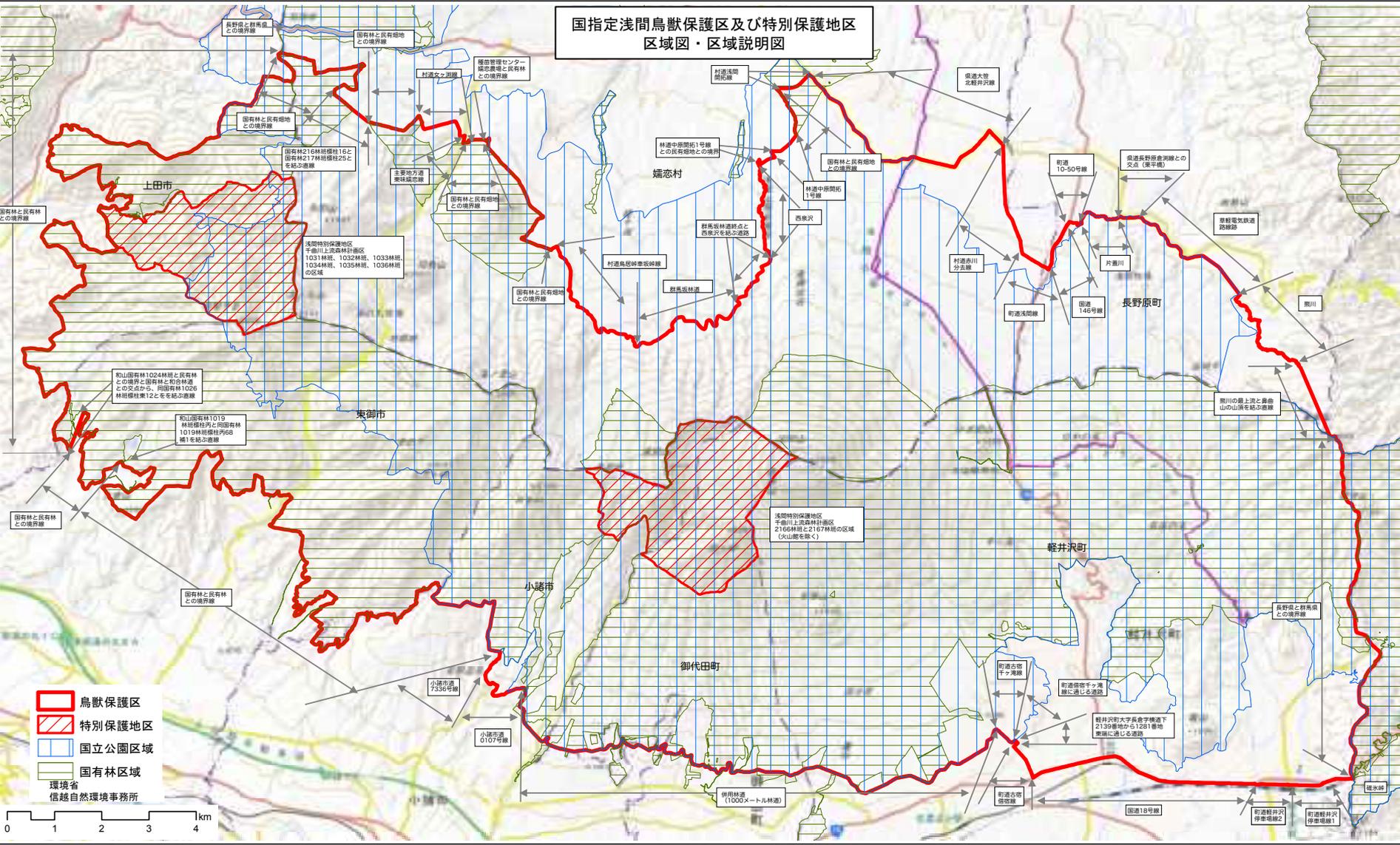
国指定浅間鳥獣保護区・浅間特別保護地区 位置図



-  国指定鳥獣保護区
-  特別保護地区



国指定浅間鳥獣保護区及び特別保護地区 区域図・区域説明図



- 鳥獣保護区
 - 特別保護地区
 - 国立公園区域
 - 国有林区区域
- 環境省
信越自然環境事務所

